

第三百三十二回国会
衆議院

商工委員会 議 録 第 十 二 号

(三三三)

平成七年六月一日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 白川 勝彦君

理事 逢沢 一郎君

理事 河合 正智君

理事 増子 輝彦君

理事 鳩山由紀夫君

小川 元君

大島 理森君

梶山 静六君

木村 義雄君

田原 隆君

中尾 栄一君

野田 聖子君

青山 丘君

笹川 義君

武山百合子君

豊田潤多郎君

星野 行男君

吉田 治君

前島 秀行君

和田 貞夫君

後藤 茂君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

厚生省生活衛生局長

厚生省生活衛生局長

局水道環境部長

通商産業大臣官房審議官

通商産業省環境立地局長

齊藤 真人君

小林 秀賢君

藤原 正弘君

太田信一郎君

第一類第九号

商工委員会議録第十二号

平成七年六月一日

委員外の出席者

商工委員会調査室長

石黒 正大君

委員の異動

五月三十一日

辞任

牧野 聖修君

同日

辞任

海江田万里君

六月一日

辞任

中尾 栄一君

同日

辞任

森 喜朗君

同日

辞任

大島 理森君

同日

辞任

木村 義雄君

同日

辞任

持永 和見君

同日

辞任

大矢 卓史君

同日

辞任

大島 理森君

同日

辞任

木村 義雄君

同日

辞任

持永 和見君

同日

辞任

本日の会議に付した案件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(内閣提出第九七号)

○白川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。星野行男君。

○星野委員 おはようございます。新進党の質問のしんがりを承りました星野行男であります。

このたびの容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案、このいわゆるリサイクル法は、産業界や消費者に発想の転換を迫る画期的なものでありまして、長時間にわたりまして熱心に審議に取り組んでこられました委員会の関係各位に深く敬意を表する次第であります。また、我々新進党も、この法案の画期的な意味を十分認識をしておりますがゆえに、よりよきものを目指して慎重審議を求めてきたわけであります。きょうは十分時間をちょうだいしておりますので、まず総論から入らせていただきます。

平成三年度一年間の一般廃棄物の年間総排出量が五千五百万トン、これは十トンダンブ五百十万台分ということになるわけであります。このよう膨大なごみの量は、まさに大量生産、大量消費、大量使い捨ての結果でありまして、各地方自治体は、いづれも最終処分場や清掃工場の用地の確保とその建設などに大変な苦勞を強いられております。

実は、私が市長をやりました新潟県的小千谷市というところがありますが、そこで市長時代につくった埋立処分場が、三十年もつ、こういうこと

でつくったのでありますが、十五年、平成九年で満杯になるということで今新しいのをつくりつてございます。これが大体十五年、よほど延命を

図っても二十年、そういうことになりまして、小千谷市の谷や沢はいずれ何十年かたつうちにごみで埋まってしまうのではないかと、こういう話さえあるわけであります。これは大変なことだと思

うのであります。このような状況で推移をした場合、一般廃棄物の排出量は年々増加していくものと考えられますが、その増加率、増加の割合についてのくらの見通しを持っておられますか。まずお尋ねをいたします。

○藤原政府委員 昭和六十一年度から平成三年度までの五年間の一般廃棄物の排出量の年平均増加率で見ますと、これが二・七%でございます。

一般廃棄物の排出量は、景気の動向、生活様式の変化などに大きく影響されまして、将来の推計をするのはかなり難しいわけであります。消費生活の多様化、事業活動の活性化など社会状況をかんがえますと、適切な減量化対策を講じなければ今後ともこれまでのような増加傾向が続いていく可能性が高いというふうに考えております。

○星野委員 そういう数値はなかなか立てにくいと思うのでありますけれども、一説には、一般廃棄物は年間伸び率は八%くらいになるのではないかと、こういう説もあるわけであります。

この一般廃棄物のうち、個別の実態の把握は難しいと思ひますけれども、大まかに、瓶、缶、あるいは紙、あるいはプラスチック、こんなものが大体どのくらいの割合になるのか、もし把握しておられましたら教えてください。

○藤原政府委員 平成三年度の一般廃棄物の総量五千七十七万トンのうち容器包装廃棄物は千七十

一万トンでありまして、その内訳は、瓶が百九十四万トン、缶が百五万トン、紙が三百三十三万トン、プラスチックが四百三十一万トン、その他が九万トンという状況でございます。

容器包装廃棄物の種類ごとの増加率がどのようになっているのかというの統計値としては不明でございますが、六十一年度から平成三年度までの容器包装資材生産量の年平均増加率で調べてみますと、容器包装資材全体では四・四％の伸びであるわけでございます。種類別に見ますと、プラスチックと缶がそれぞれ六・八％、紙が四・二％、瓶は二・七％というふうになっておりまして、プラスチックとか缶、そういうものの伸び率が高いわけでございます。

○星野委員 さてそこで、このたびの容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案、この法律案が成立し施行になった場合、一般廃棄物の総排出量をどのくらい減らせると考えておられるのでありましようか。

○小林(秀)政府委員 お答えいたします。

本法案の施行による一般廃棄物の最終処分量の削減効果については、例えば分別収集率九〇％の時点におきましては、これまでも御答弁申し上げておりますように、最終処分量は現在より約五五％減少すると推計をいたしております。

そこで、先生おただしの一般廃棄物の総排出量ということでございますが、これにつきましても、過剰包装の削減だとか、それからリサイクルが容易なものへの素材転換が進むだとかということが見込まれておりますので、具体的な数量というのは我々の方ではまだ計算しておりません。昨晩もいろいろ考えたのですけれども、数字が出てこないということでございます。その点については、先ほどの最終処分量が約五五％減になるということで御理解をいただければと思う次第でございます。

○星野委員 一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に減らせる、これは大変なことであります。が、それには大変な努力が必要であらう、そう考

えております。

ただ、ここで、この容器包装にかかわらない、例えば粗大ごみの冷蔵庫とかテレビ、ひところ山のあたりに捨ててある見苦しい姿をしばしば見受けたりしております。最近では少なくなっているかとは思いますが、私の小千谷市の事例で申し上げますと、リサイクルプラザでこれを破壊をいたしまして、それぞれ原料別に仕分けをして処理をしております。こういうことで大変いいことだと思っておりますが、それなりに経費がかかるわけでありまして、この法案とは外れますけれども、関連をいたしまして、こういう粗大ごみの処理についてメーカーの負担を求める考えはあるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○藤原政府委員 大型の電化製品などにつきましては、今法律上は指定一般廃棄物の制度というのがございまして、これはいわゆる適正処理困難物と言われているものでございまして、事業者の協力義務ということがありまして、そういうふうなものが家庭から出る際に、事業者の方も回収などについて市町村のごみ処理の協力をしなければならぬ、こういうふうな制度があるわけであります。今後、そういう制度の活用を十分に図ってきたい、このように考えております。

○星野委員 わかりましたが、ちょっと教えていただきたいのであります。この事業者の協力義務というのは、何か法律に基づいているのかあるいは行政指導に基づくのか、あるいはいつごろから始まったのか。最近、今申し上げたように、これらの山や沢に捨ててあるのをそういう割合見かけなくなってきたかなという気はしないでもありませんけれども、そのあたりちょっとお尋ねいたします。

○藤原政府委員 先ほど御答弁いたしましたこの制度は、平成三年度に廃棄物処理法が改正されたときに導入された新しい制度でございます。現在のこの制度に基づいて指定がされておりますものは、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、テレビですね、それから三番目は廃電気冷蔵庫、それから四

番目は廃スプリングマットレス、こういうふうなものも指定されておるわけであります。廃棄物処理法第六條の三ということで、そういうものが法律で定められておるわけであります。

○星野委員 済みませんが、しつこいようでありましても、その事業者の協力義務の内容について、ただ事業者はそれを回収していくということなのか、協力義務の内容についてちょっとお聞かせください。

○藤原政府委員 こういうふう指定されましますと、事業者は回収をする協力義務というのが出てまいります。そして、市町村が処理する際の費用もかかりますが、そういう費用についてもある程度の協力をする、こういうふうな協力義務ということがかかっておるわけでございます。

○星野委員 さて、そこで大臣にお尋ねをしたいと思います。御案内のように、我が国においては、いわゆる大量生産、大量消費、そして容器包装物などの無責任な大量使い捨てが行われておりまして、これは言うなれば経済大国日本のいわばおこりであり、日本社会の病理現象の一つではないか、そんなふうにお考えをしております。

御案内のこととしては戦後五十年、節目の年を迎えたわけであります。この五十年、嘗々として我が国はこのような経済大国を築いてまいりました。これはしかし、いわゆる国民の汗と努力の結晶ではありますけれども、戦後の復興から高度経済成長、そしてまた経済発展へと、言うなれば経済合理主義、あるいは物、金中心というようなことでの五十年間突っ走ってきたのではないかと。その反面において、日本人のいわば心というものを置き忘れてきたのではないかと、そういう気がしないでもないわけであります。

そういう中で、今申し上げたようなことであります。例えば教育におきましても、いわゆる知育偏重、道徳教育を軽視し、人格破綻者が出てくるというようなことで、今回のオウム真理教に若い優秀な人が迷い込んで、そしてまた大罪を犯して、そして社会に迷惑と犠牲を及ぼし、自分の生

涯をだめにしてしまった。こういうようなことを考えますと、まことに悲しい限りであります。そういう中で産業界におきましても、企業は利益の追求に走り、物を売るが後始末は人任せ、こういうような傾向が強くなっていったのではないかと、そんなことを考えるを得ないわけであります。道徳の基本は、やはり他人に迷惑をかけるまい、こういうことではないか、こう思うわけであります。

このような戦後五十年の節目の年に、いわゆるリサイクル法というこの画期的な法案が関係省庁の大変な努力でまとめられ、この委員会にかけられていくということは、その意義は極めて大きく、日本人のあるいは日本の産業界の深奥にまで迫ることではないか、そんなふうにお考えをしております。大臣の所感をお聞かせを願いたいと思っております。

○橋本国務大臣 ちょうど私の世代は、五十年前の敗戦の日を小学校の二年生で迎えた世代であります。そして、戦時中の教育から戦後の教育現場の混乱の時代をちょうど小学校で過ごしました。そして、ある程度戦後教育というものが形づくられました段階で小学校から中学校へと進んだ世代に当たります。そして、私どもが学んできた世代に当たります。そして、過去の価値観の否定はございましたが、新たな価値観というものを与えられて育ちました。恐らく我々の世代は、それぞれに自分でその価値観を模索し、自分の人生を築いてきた世代に当たるのではないかと。ところが、私どもの子供たちを見ておりまして、やはりその時代に私どもが感じましたと同様に、特定の価値観というものを必ずしも与えられて教育がなされているように思えません。そして、今委員が指摘をされましたようなことを自分の子供たちの学校教育等にも当てはめてみましても、御指摘の方向は私は同様な感じを持たざるを得ないと思っております。

第二次大戦後のどの時期にそうしたもののが失われたのか私にはわかりませんが、我々が社会人になりました時点、まさに大量生産、大量消費そして大量廃棄という時代であったことを今改めて重く受けとめております。それだけに、私は、この法律をつくらなければならなくなるほどある意味では追い詰められたその状況というものを改めて国民にも御理解を願いたいと思うのであります。

けれども、貿易のあり方の問題であります。御案内のように、我が日本は自由貿易体制を守ることによって今日の経済大国を築き、そしてまたこれからも生きていこう、こういう基本に立っているわけでありますけれども、しかし、この自由貿易体制というものが一面においては弱肉強食という面を否定できないということもあると思うのであります。

日米の自動車分野の交渉で大変御苦勞しておられる大臣ですが、このようなことで、抽象論、一般論ではありますが、御見解がありましたらなお伺いをしておきたいと存じます。

○橋本國務大臣 私は、今委員がお述べいただきましたものを少し裏側から申し上げてみたいと思うのであります。

従来、貿易収支でとらえる議論、經常収支でと

臣経験者として、赤字国債はもろろん建設国債に
対する依存度も少しでも下げたいということを私
自身は心がけてきた、その時期の大蔵大臣であり
ましたけれども、今私は、その懸念を横に置きな
がら、意味のある経常収支の黒字の縮小に日本政
府が乗り出したという国際的なシグナルとしての
赤字国債の役割というものを大きく評価をいたし
ております。

三

村の役割と責任について若干お尋ねをしたいのでありますけれども、その前に、現在の各自自治体の分別収集等の実施につきまして伺いをしておきたいと思ひます。

厚生省等の資料によりますと、今日、資源ごみを分別収集している市町村は約四割、こういうお話が大臣からもございました。また、いわゆる可燃物、不燃物の分別収集が約九割ということになりましようか、随分高くなつております。しかし、資源ごみの分別対象物を細かく分けて排出をして、あるいは収集をしているということになりますと、かなり市町村のばらつきがあり、やっております市町村は少ないように思つておりますが、このことにつきまして、厚生省の方で、現在の資源ごみの各自自治体の分別収集、特に市町村の分別収集の状況等についてお聞かせをいただければと思うのであります。

○藤原政府委員 現在資源ごみを分別収集しております市町村の数、トータルでは約千三百でありまして、それは全体の市町村の約四割になるわけですが、それぞれで申しますと、缶は千九十二の市町村、瓶は九百八十三の市町村、古紙は五百九十、牛乳パック三百二十七、古織維三百十八、発泡スチロールのトレーなど六十六、PETボトル四十五の市町村数でやつておる、こういう状況でございます。

○星野委員 わかりました。そこで、プラスチック製品の分別収集の割合が極めて低いわけですね。これはどういうことでございませうか、御説明願ひます。

○藤原政府委員 プラスチックは、分別した後それをリサイクルするところがうまくいきにくい、難しいということで、市町村も分別収集を少しためらつておるという状況があるためでございます。

○星野委員 そこで、今度は一般家庭ごみの排出方法でございますが、ごみの出し方につきましていろいろ工夫されているようでありますけれども、このごみの排出の指定を各市町村でいろいろ

と取り組んでいるわけですが、現在の状況はどんな状況でございませうか。

○藤原政府委員 分別収集をするということになりますと、それぞれ一定の地域ごとにごみステーションを設けて、そういうところで仕分けをして出してもらつたというふうなことで、いわゆるごみステーション方式というふうなことでやられておるケースが多いと思ひます。

○星野委員 ごみステーションはわかるのですが、けれども、例えば、今透明の袋とかあるいは何かステッカーを貼付した袋とかあるいはポリバケツとか、いろいろごみを入れて出すものを指定している。そういう排出方法をやっている市町村が出てくるんじゃないですか。そのことをお尋ねしたんですけれども。

○藤原政府委員 ごみの出し方につきましては、それぞれの市町村が独自にいろいろ工夫して考えてやつておられます。そのやり方としましては、多くやられておりますのは、通常、袋、これも指定される場合とどんな袋でもいいという場合とございませうが、袋にごみを入れて出すということが多いと思ひます。そのほか、ポリバケツ、バケツ容器に入れて出すというふうなことがやられておる場合もありますし、それから、一定のごみステーションに決められた箱が常時置かれておるまして、その中に、燃えるごみはここ、瓶はこの箱というふうに分けて出すというふうなことでやられておる市町村もございませう。

いろいろあるわけですが、それぞれのケースについて何市町村がどうやっているかという統計はちよつと今手元には持つておりません。

○星野委員 次に、関連をいたしまして、各地方公共団体でごみの減量あるいは再生利用への取り組みをしているわけでありませうけれども、先ほど大臣からもお話がありました再生紙については世界に誇る利用状況になっている、こういうことであります。地方公共団体における廃棄物の減量化、再生利用への取り組みについて御説明をいただかせんか。

○藤原政府委員 現在のリサイクルの状況でございますが、全体五千七十七万トンのうち百六十九万トンが分別収集され、リサイクルされておるのでございますけれども、そのうち、容器包装廃棄物に当たるものの内訳としまして、ガラス瓶が三十八万トン、金属缶が二十三万トンでございます。これらの分別された資源ごみは現在のところ基本的にリサイクルがきちつとされておる、こういう状況でございます。

○星野委員 それから、とりわけそういう各市町村の先進的な取り組み、あるいはおこなわれているところ、いろいろあるわけでありませうけれども、各市町村で住民団体の組織あるいは活動等がかなり活発なところもあるやに聞いておりますが、そういうごみの減量化等々につきまして、住民団体の組織あるいは活動がどんな状況になっているのか。

関連いたしまして、この法案でそういう住民団体の組織、活動についての位置づけはどのように考えておるのか、そのことをお尋ねしておきたいと思ひます。

○藤原政府委員 全国にたくさんある団体がありまして、そういう団体で自主回収の運動がやられておるわけでございます。全国で約十一万団体あるというふうな言われておりますが、そういうところでいろいろな角度から取り組みがなされております。こういう自主的な集団回収、それから事業者の店頭回収、そういうふうなことににつきまして、私どもは、このリサイクルという観点からいたしまして、大変望ましいものだというふうに考えております。

そういうことから、住民による自主的な集団回収につきましては、新法に定める市町村の行う分別収集の一環として位置づけることができるようにするとともに、店頭回収により回収された容器包装につきましては、事業者の再商品化の義務量の算定に当たってはそれを引き、控除対象にするというふうなことにしております。そういうことで、そういう集団回収または店頭回収、こういう

ふうなことがより進んでいくように、そういうことに努力していきたいというふうに思つております。

○星野委員 そのくらいにいたしまして、それでは、具体的な法案の内容に入りたいと思ひます。法案では、分別収集の定義がございまして、「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他厚生省令で定める行為を行うことをいう。このあるわけでありませうが、この市町村の行う分別収集の内容について若干お尋ねをしてみたいと思ひます。

いわゆる分別排出、消費者の行う分別排出を受け入れるためには、さっきお話がありましたように、各市町村で町内や集落にごみステーションを設置をしているわけでありませうが、現在の設置しておりますごみステーションをつくりかえる必要があるのかないのか。若干そのあたり気になります。細かいことで恐縮でありますけれども、そのあたりはどのような考えでありますか。

○藤原政府委員 市町村の各町内や集落のごみステーションにつきましては、個々の市町村におきまして、一般廃棄物の収集体制や集落の密集度などの地域の実情を考慮した上で、適切な設置がなされているものというふうな考えております。

また、現に資源ごみの分別収集を実施しております市町村ではいろいろな工夫により実施しておりますわけでありませうが、例えば、可燃ごみと資源ごみの収集日を曜日により区分する。例えば、月、木は可燃ごみ、火、金は資源ごみを収集する日、こういうふうなことをする。それから、ごみステーションに置いてある専用の回収袋や専用回収箱により資源ごみを回収するといったようなこと。それから、ごみステーションに常時、資源ごみ回収ボックスを設置するといったようなやり方とか、さまざまな工夫を行うことによりまして、ごみステーションを効率的に活用しておるというふうなことでございませう。

本法案の施行に伴ひまして、新たに容器包装廃

棄物の分別収集を実施しようとする市町村におきましては、市町村において一概にごみステーションの見直しが必要になるとは考えられないのでございしますが、いずれにしましても、個々の市町村において収集方法の創意工夫をやっていたいただきまして、そういうことで適切な対応がされるものだ、こういうふうにごみステーション、ごみボックスの設置につきましては、各市町村はそれぞれ町内に補助金を出してやってきた経緯があるわけでありまして、そういうやり方がほとんどだと思っております。そういうごみステーション、ごみボックスに曜日を変えて出すことによって、現行設置のものをいかに変更する必要はない、つまり直す必要はないということであれば、それはそれで結構だと思っております。

○星野委員　ごみステーション、ごみボックスの設置につきましては、各市町村はそれぞれ町内に補助金を出してやってきた経緯があるわけでありまして、そういうやり方がほとんどだと思っております。そういうごみステーション、ごみボックスに曜日を変えて出すことによって、現行設置のものをいかに変更する必要はない、つまり直す必要はないということであれば、それはそれで結構だと思っております。

○藤原政府委員　市町村が分別収集を円滑に進めていくためには、容器包装廃棄物を種類ごとに選別するリサイクルセンターそれからリサイクルプラザといったようなものや、分別収集された容器包装廃棄物を再商品化に回すまでの間、一時的に保管しておくためのストックヤードなどが不可欠な施設と考えております。

○星野委員　各市町村でリサイクルセンターあるいはリサイクルプラザあるいはストックヤード、そういう施設を整備をしなければならない。現在あるところもあるかわかりませんが、恐らく大半の市町村がこの法律の施行によりまして新たな施設の整備を迫られてくる、そう思っております。

そのほかに、収集の体制の強化というようなことで、車とか人材の増員あるいは確保というようなことが必要になってまいりませんか。

○藤原政府委員　分別収集に当たっての車とか人員だとか、そういうことの強化も、当然そういうことも必要になってくるわけでありまして、そういう点での支援につきましては、厚生省としましては、市町村による分別収集の推進のために、分別収集に取り組もうとする市町村に計画の策定方法に関する技術的な支援を行うとともに、先ほど申しましたような施設の整備につきましまして、これは重点的な補助を行っていくということでは、支援してまいりたいと考えております。

○星野委員　それから、これも細かいことではありますが、確認であります。ストックヤードに保管をしておりますところのいわゆるリサイクルの工場までリサイクル業者が運搬して引き取っていく、こういうふうな理解で、それが市町村の負担にはならない、こういう考えでよろしゅうございしますね。

○小林(秀)政府委員　ストックヤードに集められた分別収集された廃棄物、これについては事業者が再商品化の義務を負っているということとございまして、その接点がちょうど今先生お話しのことになりますわけでありまして、この運搬につきましましては、事業者の責任とその費用負担もって行うということにいたしております。

○星野委員　わかりました。さて、そこでもう一つ心配になるのは、いわゆる再商品化計画の量と分別収集計画の量とのミスマッチ、要するにストックヤードにためておいても、再商品化の事業者がなかなかとりに来てくれない、施設にあふれてしまつて大変迷惑をする、こういうことが起きないかということが一つ心配されるわけでありまして、そういうリサイクル業者、要するに再商品化の責任業者がそういう迷惑のないようにきちんきちんと引き取っていくことはどのように保証されているのでありましようか。

○小林(秀)政府委員　まず、ストックヤードに分別収集された容器包装廃棄物がたくさんたまるといふことは基本的に望ましいことではないものですから、それについては計画でもって上手にコントロールしていこうというのが今回の法案の全体の流れでございます。

ただ、市町村の方は分別収集を一生懸命やっていたと、たまたまタイミングがうまく合わないとかということでもストックヤードにたまるということが起きてくるわけでございます。先生のような御心配が生ずるわけでございます。これにつきましては、先生の御質問があったのでお答えをいたしますが、市町村が分別基準に適合して分別収集した容器包装廃棄物のうち毎年度の再商品化義務の範囲内にあるものについては、一定期間内において、認定を受けた特定事業者がみずからまたはリサイクル業者に委託して再商品化するか、または特定事業者の委託を受けた指定法人が再商品化する義務を生ずることから、長期間滞留することはないと思っております。

この再商品化の保証についてのおたしでございしますが、まず、市町村長は、分別収集した容器包装廃棄物の再商品化が行われないおそれがあることを認めるときは、法第三十五条に基づき、主務大臣に対しその旨申し出ることができまして、主務大臣はこの申し出を受けて必要な措置を講ずることができまして、仮に認定を受けた特定事業者が一定期間内に所要量の容器包装廃棄物の再商品化を行わない場合には、主務大臣による指導、助言、勧告、公表、命令、罰則や認定の取り消しの対象となるということがあります。また、指定法人が一定期間内に所要量の容器包装廃棄物を再商品化しない場合には、主務大臣による監督命令等の対象になること。以上のことから再商品化は十分担保されていると考えております。

○星野委員　ありがとうございしました。それで安心いたしました。市町村が過剰保管で保管費用の負担をするというふうなことがないようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて次に、市町村の分別収集計画についてであります。法の第八條第二項の二それから五、六、それぞれ御説明を願いたいのであります。第八條第二項の二でありますけれども、「容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、これを市町村の分別収集計画で策定しなければならないということになるわけでありまして、この具体的な内容はどのようなことを指しているのか、お尋ねをいたします。

それから、第五号でございますが、「分別収集を実施する者に基本的な事項」、それから第六号が「分別収集の用に供する施設の整備に関する事項」、七が「その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に關し重要な事項」、こういうことになってくるわけでありまして、具体的にどのような内容になるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○小林(秀)政府委員　第八條第二項各号は、市町村が定める市町村分別収集計画に定めるべき事項を掲げたものであります。具体的に定められる内容は次のとおりでございます。

まず、第二号でございますが、「容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」であります。過剰包装の抑制や買物袋の持参の推進、リターナブル容器の促進など、それから、容器包装廃棄物の排出抑制のため、市町村、住民、事業者のそれぞれにおいて講ずべき方策を定めるものであります。

次に、第五号でございますが、「分別収集を実施する者に基本的な事項」でございます。これが、実際に分別収集を実施する者、市町村がみずから収集するか業者に委託するか、それから、先ほど御質問がありました中にありました住民の集団回収であるとか、そういうこともこの五号の中に入ります。及び、当該実施する者によって分別収集される容器包装廃棄物の種類について、市町村の区域内における地域割りをも含めて記載す

るものであります。

次に、第六号でございしますが、第六号は「分別収集の用に供する施設の整備に関する事項」でありまして、リサイクルセンター、リサイクルプラザ、収集ステーション、分別ボックスそれからストックヤードなど、分別収集の用に供する施設の整備計画等について定めるものであります。

次に、第七号でございしますが、第七号は「その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に重要な事項」であります。例えば廃棄物処理法に基づき市町村に設置された廃棄物減量等推進審議会や廃棄物減量等推進員の活用などが考えられるところでございます。

○星野委員 ありがとうございます。

さてそこで、このような市町村の分別収集計画を具体的に策定をし、あるいは実施をするに当たっては、施設等の整備はもちろんであります。が、当然経費がかかるわけでありまして、この分別収集計画を策定するに当たりまして、その所要の経費等も内容として記載をすることになるんじゃないか。

私も実務経験の立場からいって、経費をかけないで事業の実施ができる事業は一つもありません。そういうことから考えてみると、そういう所要の経費の記載もこの計画の中に盛り込むことになるのではないかとこのように思うわけでありまして、この点はいかがでございしますか。

○小林(秀)政府委員 市町村が定める分別収集計画に分別収集に要する費用を盛り込むことについてでございますが、これから述べる理由によりまして必須事項とすることは困難と考えております。

その理由を申し上げますと、まず、当該計画については、財政計画ではなく、どういう種類の容器包装廃棄物をどの程度の量集めるかが計画として最も重要であるということ。それから二番目に、将来の分別収集に要する費用を算定することは困難なものであること。それから三つ目に、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされている

ことや毎年度の市町村の予算編成とも関係してること。四つ目に、市町村の分別収集の基本となる廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画においてもその収集費用は記載事項とされていないこと。こういう理由によって必須事項とすることは困難、このように考えているところでございします。

○星野委員 ただいま局長さんからお話いただきました内容は、全く理由は説得力がありませう。将来の見通しが立たなければ策定計画を立てられないわけでありまして、また、財政の裏づけがなくてどうして計画の実施ができればいいか。そういう点から見ますと、どうも御説明は納得できません。しかし、そういう説明でありますから、それなりに受けとめておきます。

ただ、そういう場合、いずれにしても市町村のこういう施設の整備等々による負担増というものについて、私も説明を伺った段階でも具体的に大まかな見通しを聞いているわけでありまして、ここで、今のお話であればなおさら、各市町村がこの新しい法律の施行によりましてどの程度の負担増になるのか、具体的ににお聞かせをいただいております。

○藤原政府委員 ごみ処理には非常にお金がかかるということで、全国で今だけ支出しているかといえますと、平成三年度のデータでは約一兆六千億円を支出しておりまして、毎年これは増加をしております。

今回の施策の実施に伴いまして、御指摘のとおり、市町村にとりましては分別収集の費用は増加するということに見られるわけでありまして、しかしながら、焼却や最終処分には要する費用は減少するわけでございます。

それで、ではどれだけふえてどれだけ減るかというところでございしますが、今後最終処分場の確保が今よりもっと困難になっていくだろうというふうな見通しがあるわけでありまして、そういうことも想定の中に入れて、大ざっぱではございますが費用を推計いたしてみますと、分別収集

の費用が増加するもの、そして焼却や最終処分場の費用が減少するもの、この両方をカウントして、全体の費用といたしましては、今後焼却して埋める処理を続ける場合に比べて、例えば分別収集率が三〇%となる段階のことで算定しますと、約九百億円ほどトータルの処理費用が減少する、こういう見通しになるわけでありまして。先ほど言いましたように、今後も最終処分場の確保が非常に難しくなる、そしてコストも上がっていくという前提で計算したものでございします。

このように、本法案は、最終処分場の延命に加えまして、市町村の一般廃棄物処理経費の減少という二重のプラスをもたらすものである、このように考えております。

○星野委員 今の大きな話はそれだと思いますけれども、しかし、市町村の費用の増加につきましては、今が三〇%の回収率といたしまして、いろいろな施設の整備等々で各市町村の負担の合計は三百七十億円の増になる、こういうふうな私ども説明を受けたことがありますが、このことをおっしゃらないので、そのことをもう一度確認させていただきます。三百七十億円ぐらいの増になる。

ただ、今のお話の、埋立処分場の延命によって長い目で見れば市町村の負担が助かる、そうであればこんなものをつくる必要はないので、法律を制定する必要はないので、そうなるわけですが、当面の、こういう分別収集計画を実施するに当たりまして、年間大まかに三百七十億円ぐらいの各市町村の負担増、これは合計です、合計で負担増になる、こういうふうな説明を聞いておりますが、この点について確認をしたいと思っております。

○藤原政府委員 委員の御指摘の三百七十億円増ということにつきましては、そういう試算をしたこともございします。これは最終処分場の困窮度合い、そして最終処分にかけている費用、現状の費用があるわけでありまして、それを今後その程度の費用がかかるという前提で計算したものでございします。

ございます。

先ほど私が答弁いたしましたものは、今後はますます最終処分コストが上がっていく。それは過去のトレンドも考えまして……

○星野委員 そんなことを聞いているのじゃないです。分別収集の経費のことを聞いているのです。

○藤原政府委員 分別収集の経費につきましては確かに増加いたします。

○星野委員 だから、三百七十億円ぐらいの増になるというのがうそかまことか。

○藤原政府委員 はい、数字で申しますと、分別収集にかかる経費の増というのは六百三十億円、そして最終処分場にかかる経費の減というのは二百六十億円、その差し引きで三百七十億円が増加になるといふふうな以前、先生に御説明申し上げたものがございしました。そのとおりではございしますが……

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕

○星野委員 はい、それで結構です。そこで、この法律でも「国の責務」といたしまして、分別収集等に必要資金の確保に努める、こうありますが、この具体的な考え方を聞かせてください。

○藤原政府委員 容器包装廃棄物を種類ごとに選別するリサイクルセンター、リサイクルプラザ、分別収集された容器包装廃棄物を再商品化に回すまでの間、一時的に保管しておくためのストックヤードなどは、市町村による分別収集や保管を円滑に進めるために不可欠な施設でございます。

今後厚生省といたしましては、廃棄物の循環型処理への転換に向けまして、市町村が分別収集を行うために必要なリサイクルセンターそれからストックヤードなどの施設の整備に重点的な補助を行ってまいりたい、このように考えております。○星野委員 どうもはつきりしませんが、そういう国の補助あるいは起債その他によって必要な財源措置をする、こういうふうな理解しておきますよう。

さてそこで、こういう分別収集についてあるいはリサイクルについていろいろ経費がかかるわけですが、こういう分別収集やリサイクルの経費はすべて原因者に負担せしめてしかるべきだ、それが当然である、こういう議論があるわけであり、その点を考えてみますと、地方自治法によって、第二条、市町村の事務としていろいろと記載がありますが、その中にじんかい処理場の設置、管理、あるいは清掃、こういう業務が記載されておりますけれども、しかしこれは、今日のような缶、瓶あるいはプラスチック等々、飲食品等々の消費によって排出されることを果たして想定しておったのかどうか甚だ疑問に思うわけがあります。

いずれにしても、このような企業は商品の販売によって利益を手中にするわけであり、また消費者はその飲食物を購入することによって容器包装物の所有権も消費者に帰属するということになるわけであり、やはりこの市町村の負担というものであり、抑止すべき、こういう基本的な考えに立つての議論になるわけであり、基本をそういうものはすべて、販売をして利益を手中におさめる原因者が負担すべきじゃないか、こういう議論があるわけであり、この点について考え方を聞きましておきたいと思えます。

○小林(秀)政府委員 このごみ処理の経費をだれが負担していくのかという点についてはいろいろ御議論があることは私も承知をいたしております。ただ、これまでは市町村のみが一般廃棄物に関する責任を負うという仕組みであったわけであり、今般、この容器包装廃棄物に着目をして、これを減量化していく、リサイクルをするというところに着手して、そして従来とは違って、市町村だけでなく消費者、事業者のそれぞれが責任を分担する社会システムを構築するというふうに考えたわけでありまして、我々はこの三者が分担するということが大変重要である、このように思った次第でございます。

ます。

このような考え方に基きまして、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を行い、消費者がこの分別収集に協力いただき、そして事業者がこの分別収集した容器包装廃棄物をみずからまたは指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化する、こういう役割分担にしたわけでございます。この役割分担のあり方については我々は大変バランスのとれたもの、このように考えております。

○星野委員 さてそこで、一、二問題点がありますが、いわゆるこの法律で義務が免除されております小規模事業者、この関係については一体だれが負担するのか。結局市町村の負担になるのではないか、こういう考え方もありますが、この点につきまして担当者の考え方を伺いしておきたいと思えます。

それから、いわゆるリサイクル、要するに再商品化の義務を負うところの事業者が義務を不履行した場合の責任が一体どうなるのか、そのあたりのことももう一度伺っておきたいと思えます。要するに、それらが結局市町村の負担になってくるのではないか、こういう心配があるわけであり、す。

○小林(秀)政府委員 今先生のおたしの小規模事業者の分につきましては、その負担は市町村にお願いをいたすことになりました。

それからもう一つが、義務を履行しない人たちの経費でございますが、これも市町村の負担になります。

○星野委員 そういうことでありますので、本来の理想からいえば、小規模事業者についても、今後いつまでも再商品化の義務を免除するということではなくて、やはりできるだけ早く大きな流れの中に入れてきていただく、そういうことが必要である、こういうふうな考えですが、このことについて今後の考え方、小規模事業者は小規模で力がないのだから永久に義務を負わせなくてもいい、こういうことであるのかどうか、お聞かせください。

○太田(信)政府委員 小規模事業者については、本法案の義務の対象にした場合の小規模企業者の手続面での負担あるいは行政効率の観点から、費用対効果を考慮した結果、一定の小規模事業者を本法案の義務の対象外としたところでござい、す。

本法案の義務の対象となる小規模企業者の範囲については、将来的には、費用対効果を考慮しつつ、定義で売上高基準というのを設けることになっておりますが、その売上高基準を漸次引き下げ、本法が適用される範囲を広げる方向で段階的に見直していきたいと考えております。

○星野委員 そこで、いろいろな問題点がありますが、それらを一応内包しながら、とにかく画期的なことであり、まず踏み出そう、こういうことだと思っております。いずれにしても、そういう費用の負担等々を含めて、いざ施行後の状況を見ながら再検討することが必要である、見直していくことも必要であろう、そういうふうな思われ方であり、法施行後またそういう見直しをするというふうな規定をこの法律に盛り込む必要はありませんか。

○太田(信)政府委員 先ほど厚生省の局長が御答弁いたしましたように、廃棄物の減量化、それからリサイクルを進めるといふ観点から、市町村、消費者、事業者のそれぞれが責任を分担する社会システムを構築することが極めて重要であると考えております。

こういうような考え方に基きまして、市町村は容器包装廃棄物の分別収集をする、消費者は分別排出、事業者は引き取って再商品化の義務を負うという役割分担を行うこととしていたわけでござい、ますが、このような考え方については、昨年十二月の環境基本計画でも同じような考え方が打ち出されておりました、私も同じく、この考え方に沿った、最もバランスのとれた適切なものであると考えております。

○星野委員 それはわかってはいるけれども、今いろいろと御答弁いただいたように若干の問題点があるわけであり、法施行後、状況を見ながら検討していくことはやはり当然必要じゃありませんか。

○橋本國務大臣 御承知のように、この法律の中に規制に関する問題は十年後の見直しの規定が入っております。しかし、私は、時代の変化に対応しながら、その十年という期日にこだわらず、見直す努力が必要な時期が来れば当然ながらそうした作業は行われるものと思っております。

○星野委員 わかりました。

次に、指定法人についてお尋ねをいたします。法第二十一条に言う「指定法人」というのは、財団法人と民法の公益法人、こんなふうになっているわけであり、その具体的な業務処理の方法はどのようにして行われるのか。一の指定法人、御説明はそうなっておりますが、全国三千三百を超える市町村の分別収集したものを再商品化していく、そういう業務が本当に円滑にできるのかどうか、甚だ心もとないのではありませんか。

○太田(信)政府委員 委員御指摘のように、第六章で指定法人の規定がござい、ます。指定法人については公益法人、財団法人になるかと思、ますが、全国に一つというところにはなっており、ません。仮に全国に一つ指定法人ができた場合でも、例えば全国各地の多くの商工会議所等の既存団体を活用いたしまして、委員御指摘のような御懸念のないようにしていきたい。

具体的には、再商品化事業者の委託に当たっては、既存団体を活用して入札情報を全国に流すとか、あるいは既存団体が地元事業者の応札の受け付けあるいは認定された事業者との契約の締結等を実施する、あるいは事業者が市町村の分別基準適合物を運搬し、これを再商品化するということ、それからまた、義務対象事業者からの再商品化義務の履行受託に当たっては、全国各地の多数の商工会議所といった既存の団体が地元事業者との委託申し込みを受け付け、あるいは地元事業者との契約の締結等を実施することになるかと思、ま

す。

このように、既存団体を活用することにより、各地域においてきめ細かく事業者の要望にこたえ、地域の市町村の分別基準適合物を円滑に再商品化することができると考えております。

○星野委員 ひとつしかりとやっていただきたいと思うのであります。

そこで、この指定法人というのが、今一つに限らないとおっしゃいましたけれども、今までの非公式な御説明では一つと伺っているところであります。そうなりますと、俗に言う中央のお役人様の天下りの受け皿になるのじゃないか、それならば今の行事の流れに反するのではないか、こういう心配と御批判があるわけでありますが、このことについてしっかりと答えを承っておきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 昨日の連合審査におきましても、この点は何人かの委員から御指摘を受けました。そして、私はこれに對しまして、この役職員というものは当然ながら設立された民間が選任されるものであります。そして、私は、公務員が全くここに参画しないということは申し上げられませんが、なせなら、中立性あるいは専門性等を確保するといったことで、人材の派遣、紹介を求められたことが私は過去にも体験の中でございます。ですから、そうしたことが全くなくと私は申し上げることはできません。ただ、今国民あるいは産業界等を通じて御批判が起こるようなことは誠に慎むべきことである、これは繰り返し御答弁を申し上げてきております。

○星野委員 大臣の御答弁でございますので、御信頼を申し上げておきます。

そこで、この指定法人が再商品化、つまりリサイクルの業務を、何か全国十四万とか十九万とか業者があるようでありますが、それぞれ選別、発注をする際に入札という方法をとる、こういうふうに承っているわけでありまして、そういう点、できるだけ安いコストで効率的にリサイクルを行っていく、そしてまたそれを再商品化していくとい

うことがこの法律の精神だ、そう思っておりますので、ぜひそのようにお願いしたいわけであります。

ただ、そういう言われれば経済行為でありまして、例えば指定法人の職員と取引先との贈収賄の問題とかあるいは契約における談合の問題とか、そういうことが起きないという保証はないと思うのですが、このあたり、この指定法人の職員の位置、身分、それと刑法との関係などはどんなふうを考えておられますか。

○太田(信)政府委員 指定法人の業務は、先ほど申し上げましたように、国の業務の委託を受けるわけではなくて、民間の事業者の義務履行代行機能であるため、その職員は公務員とみなすことはできません。したがって、その職務に關し刑法に定める収賄等の規定の適用はございません。

それから、一般的に申し上げますと、この法律に規定されている指定法人の行う業務は、今申しましたように民間事業者であつて、公務性が認められるとは思われませんが、指定法人が競争入札を行う場合でも、刑法の談合罪が適用されることではないのではないかと考えられます。

ただ、指定法人については、まさに指定するというところで、業務規程等の主務大臣認可がございします。競争入札等業務の遂行が適正かつ公平に行われるよう万全の監督をしていきたいと考えております。

○星野委員 いろいろとお尋ねをしましてまいりましたが、今お話がありましたようなそういうごみの減量と、そしてまた資源の乏しい我が国といったしましてこの資源の有効活用、再商品化という非常に重要な方向を目指したこの法案でございます。そういうことで、この法案の実施につきまして、いろいろな世間の批判を招くようなことのないように十分配慮しなければならぬ、そのようにぜひお願いを申し上げておきます。

若干時間がございしますが、廃棄物の焼却等に関連して発電等をやっている市町村があると思うのであります。廃棄物処理に伴うところの発電関係

について、今全国の市町村の取り組みなどがわかりでありましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤原政府委員 可燃ごみ焼却に伴う余熱を利用したごみ発電につきましては、平成五年度着工ペースで百二十九施設で行われております。その発電能力は合計で約四十二万キロワットになっております。

○星野委員 いずれにいたしましても、今申し上げたごみの減量、そしてまた再商品化は非常に重要なことであります。同時にまた、我が国は石油の九十九%を輸入に依存している、しかもまたその七十数%、今七四、五%ぐらいになっているのであります。どうか、不安定な中東に依存している、こういう非常に脆弱な基盤に立っているわけであります。

そういう点から見ますと、このエネルギーの自給率を高めていくということも、これは非常に重要な国策であるわけでありまして、このごみのマインスの部分をそういうプラスに転化していくということがまた非常に重要なことである、私はそう思うわけであります。

今、何というか正直言つて木で鼻をくくったような答弁がありましたけれども、それはそれとして、例えばこういうことを奨励する考え方なのか、あるいは奨励する何か特別の施策を講ずる考案があるのか。どうですか、何かお話ありませんか。

○橋本国務大臣 今厚生省から、現実のごみ発電の数字についての御報告がございました。

通産省の立場から申し上げますならば、新エネルギー導入大綱の中におきまして、私どもとしては、廃棄物発電というものがやはり非常に大事な今後の施策の一つと考えております。そしてその意味では、二〇〇〇年には二百万キロワット、二〇一〇年には四百万キロワットという目標を決めておるわけでありまして、

そして、一つは確かにごみ発電そのものの普及というものもありましょう。しかし、今後その輸

送とかあるいはそのスケールを考えましたとき、やはり我々は、油化した上でこれを燃焼させるという方式も当然のことながら拡大していきたいと考えております。そして、その場所を得られるごみをそのままエネルギーに変えることと油化した場合と、その効率においてはそれほど差異のあるものではございません。ただ、油化したものの方が移動しやすいとか、そうしたことを考えますと、私どもはこれは拡大していきたいと思ひます。

そして、廃棄物発電に伴う余剰電力を電力会社が購入いたします場合の購入単価を、廃棄物発電の特殊性、環境特性というものにかんがみて、他の電源よりも高く設定するといったことをもちまして普及を一層図っていきたく考えております。こうした点にも国会としての御協力を得られることを心から願つております。

御指摘に對してお礼を申し上げます。

○星野委員 どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○大島委員長代理 吉井英勝君。

○吉井委員 この法案は、第一条の目的条項や趣旨説明でも明らかなように、瓶、缶、紙、プラスチックなどの容器包装廃棄物を分別収集して再商品化することによって、最終処分場へのごみ投棄量を減らすというものであります。住民と自治体の責任で分別収集された一般廃棄物の中から効率的に再資源化、再利用を進めようという制度であります。それはそれとして、最終処分場へ埋め立てられるごみの一定量が減少するものと思ひます。

問題は、机上の計画を現場で本当に生かしていくには今どういう点をさらに解決していかなければいけないかという問題、そこそこにはあります。私自身も、分別収集をやっております大阪の松原市へ行きまして、清掃工場へも行き、実際に収集をやっている皆さんにも集まっていただいて御意見なども伺いました。ここもやはり、先

進市町村といいますが、先にやっているところなども随分見て回って、自分の市だったらそれを具
体化するにはどういうふうなところに問題がある
かということをやったり検討もしているのですね。
一九六〇年代に、大阪市がまず人口の爆発的現
象といえますか、それに伴って、衛星都市になる
この松原市などで乱開発が進みました。ついで
間まで田んぼだったところを、里道を住宅用の道
路にしてしまつて、田んぼを埋めて立てて住宅をつ
くるというふうな事態ですから、今そこへ清掃車
が入ること自体がなかなか大変なんですね。そう
いうところに分別収集したものを区分けして置い
てもらふ、そういう場所の確保とか、言ってみれ
ばいわば都市計画上の問題といえますか、そうい
う問題をやはり抱えているのですね。

そういう時代につくられた住宅、東京でパー
トというのを大阪の方では文化住宅といえます
が、狭小なところでは、実は家の中で分別したも
のを二週間とか一カ月間、仕分けして置いておく
場所もなかなか大変だ。あるいは、ワンルームマ
ンションに近いようなところになりますとさらに
大変なことなんですね。しかし、そこを突破しな
いと、現場の実態に合わせてこれを本当に進めて
いくという点では、なかなか大きな問題もあるわ
けです。

ですから、そこを解決するということととも
に、やはり分別収集には、そういう点ではいわば
都市計画の手法や建築指導の問題とか、さらに広
い分野からのアプローチも大事になってくるなと
いうことを、現場で苦労している人たちのお話を
伺いながら、改めて私は思いました。それだけ
に、やはり発生そのものをいけば川上で抑え込ん
でしまう発生抑制というものは、市町村の条件は
いろいろあると思うのですが、特に大都市部にお
いては本当に大事なことだということを改めて思い
ました。

しかし、容器包装物そのものの発生を抑制する
取り組み、開発段階で製品アセスメントを行っ
て、処分しやすい素材の選択や開発、それから使

用量の減少、形状の変更とか塗料なり着色料など
添加するものの変更とか、こういうことを行って
廃棄物になるものを初めから減らしていくとい
う、それが大切なんですね、実は今度の法律の第
一条では、目的にこれが入っていないのですね。
それは一体なぜなのかということを最初に伺いた
いと思うのです。

○小林(秀)政府委員 本法律案は、市町村が分別
収集した容器包装廃棄物について特定事業者が再
商品化を行わせるというリサイクルシステムを導
入するものでございます。これによりまして、事
業者が容器包装の使用量をふやせばその経済的負
担がふえるという仕組みになっておりまして、過
剰包装などの不適切な容器包装の使用が抑制をさ
れ、その分、一般廃棄物の発生も抑制されるもの
とまず考えております。そういう仕組みが一つ。
もう一つは、本法案の第四条におきまして、
「事業者及び消費者の責務」として、リターナ
ブル容器の使用、容器包装の過剰な使用抑制など、
容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の
排出を抑制するよう努めるべきこととしたしてい
ります。

こういうふうなこの法案では二つの仕組みのこ
とを述べておりまして、これらの方策によりまし
て、廃棄物の排出抑制も含めた減量化対策が進む
ものと思っております。

○吉井委員 今、二つの方法で排出が抑制される
ことを期待するといふ、そういう答弁があったわ
けですが、問題はやはり、今言いましたように、
開発アセスメントの考え方などに立った発生抑制
制という、その根本理念が今直面している問題で
は、一番大事なんだということをおし重ねて申し上
げたいと思うのです。

次に、国の方は基本方針を策定することになっ
ている。第三条ですね。この中で、「容器包装廃
棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」と
あるわけですが、この排出抑制の方策というのは
具体的に一体何を指すのか、これを伺いたいと思
います。

○小林(秀)政府委員 「容器包装廃棄物の排出の
抑制のための方策に関する事項」として考えられ
るものを申し上げたいと思いますが、まず事業者
としては、リターナブル容器の使用、それから容
器包装の過剰な使用を控えるということ。消費者
としては、リターナブル容器を使用した製品の積
極的な購入に努める、過剰包装の商品を求めない。
それから市町村としては、分別収集計画において
排出抑制の方策を定め、これを推進する。都道府
県、国は、排出抑制のための施策の積極的な展開
に努めるということでございます。

○吉井委員 いずれにしても、内容物を販売する
側の事業者、メーカー側と、それから消費者側、
そこに着目しての方策のお考えだけなんです。本
当に川上からの抑制を進めないと大きな効果とい
うものは期待できない、その点を指摘しておきた
いと思うのです。

特に大都市部における一般廃棄物の現状、その
中心はやはり事業系のごみなんです。大阪、東
京などはそうなんです。例えば東京都の扱った一
般廃棄物の六五％ほどが大体事業系ですよ。家
庭のごみというのは三五％ぐらい。つまり、手数料
が無料のごみの六五％が事業系だということにな
るわけです。

私は、時間が少ないので次の問題に入ってい
たいと思うのですが、手数料有料化誘導で
家庭ごみにしわ寄せされるということになって
は、これは大変な話だと思ふのです。

つまり、六五％の事業系のごみをどう減らすか
ということが問題になっているとき、この点で
法案の第十条に係る部分ですが、市町村が分別収
集することになっておりますが、その第四項で、
「廃棄物処理法第六條の二第六項に規定する手
料の額を定める場合」云々という条文がありま
す。本来ごみの処理は自治体の固有の事務であ
る。この規定は、自治体が自主的に決めるべき
ものを法案に取り込んであるわけですね。これは私
は不要な規定だと思ふのです。家庭ごみの有料化

を誘導しようというお考えでこれを入れられたの
かどうなのか、そこを次に聞きたいと思ふます。

○小林(秀)政府委員 第十条第四項では、住民が分
別排出を適正に行うことを促進するための措置を
市町村が講じるよう努めることを定めたものでござ
います。その方策の一つとして、手数料を徴
収する場合に廃棄物の排出量に応じた徴収の仕方
を定めることが分別排出の促進にとって望まし
い、こう考えております。というのは、この条文
自体は分別排出の促進を進めて、そしてこのこと
が最終的に容器包装廃棄物の再商品化につなが
る、こういうことを考えております。

(大島委員長代理退席、委員長着席)

○吉井委員 分別収集の上で効果を及ぼすとい
うお考えということなんです。重ねて伺ってお
きたいのは、家庭ごみの有料化を誘導しようとい
うことではないということ、自治体に有料化し
ないよというのを勧める、それは意図してい
ないということですね。

○小林(秀)政府委員 我々の考え方は、各市町村
で創意工夫を凝らして分別排出を促進していただ
くことがこの法律の趣旨でございまして、それ以
外のことはございせん。

○吉井委員 家庭ごみ有料化誘導が目的じゃない
ということですね。

それで、法第三十四条は、国が企業に対して再
商品化のコストを商品価格に上乗せさせる、その
問題になるわけですが、ここで大事な問題の一つ
は、今のごみの問題というのは大量生産、大量消
費のシステムの中で一つは生み出されてきている
わけでありまして、例えば、わかりやすい例で言
いますと、ディスカウントショップなどに見られ
るように、廃棄物の処理コストとか、あるいはリ
ターナブルすることにみずからかかるコスト
なんか全部抜いてしまつて、とにかく事業者の利
益中心のコスト追求主義、そういうふうなやり方
というのが見られるわけですが、こういうとき
に事業者の汚染者負担の原則というものをきちっ
と貫いていく、その考え方が今やはり大事になっ

ていると思うのです。

そういう立場に立てば発生抑制へと行くわけでありますが、それとは逆に、この法三十四条によつて国が企業に対して再商品化コストを商品価格に上乗せさせて、その上、その負担に国民が辛抱しないといふ、甘んじないといふと政府が広報活動を行う、こういうことになってくるわけで、本来メーカーが発生抑制の立場で容器包装廃棄物の処理に係る経費も含めてコストダウンを考えていかなければいけないのに、言つてみれば政府が安易な価格転嫁、物価値上げの音頭を取ろうとするものにもなりかねない部分であります。私はこれは全く不当、不要な規定であると思ひますので、全文削除するべきだと思ひますが、お考えはどうですか。

○太田(信)政府委員 容器をつくるメーカーあるいは素材メーカー等については、現行の再生資源利用促進法に基づいて義務をかけて、なるべくリサイクルしやすい素材を使うとか、重さだとか形状だとかいろいろ工夫をしていただくことにしております。

三十四条については、御案内のように、今回義務の対象となる方、容器の中身事業者それから容器メーカー、十九万事業者になるかと思ひます。その大部分は中小企業ということで、今回のシステムのメリットを享受するのは国民全体でございますので、最終的にはそういうコストは国民全体が負担をするということで、そういう一たん費用を担う方々が中小企業者を中心とした事業者ということで、国民全体に負担が円滑に転嫁されるようにこういう規定を設けたところでございませう。

○吉井委員 そのコストの転嫁というのはやはり本来考えるのじゃなくて、むしろ今おっしゃった再生資源化しやすいものの開発とか、それから技術的には再生資源化、再利用化が可能となつても、再生物の利用がされなければこの制度は形骸化するわけですから、法案では利用義務を現行の再生資源利用促進法とのブリッジ規定で課すとい

うことになっておりますが、これで利用が十分にされるかどうかという問題もやはりあります。

そこで、今おっしゃったことも含めて、これを生かしていくのに再生資源利用促進法の改正、強化というものが必要ではないかということも思ひますが、この点は考えていらつしやいますか。

○太田(信)政府委員 現行再生資源利用促進法は平成三年度に施行されて、例えば特定事業者として、紙製造業あるいはガラス容器製造業等が指定されております。今回、本法案が施行された段階において、今委員御指摘のように、再商品化製品を利用し得る事業者を特定しまして義務をかける等、いろいろな工夫ができると思ひますので、現行再生資源利用促進法をいっぱい活用していくことを考えております。

○吉井委員 次に、この法案で、現行の廃棄物処理法第六條の三に基づく適正処理困難物の扱いです。これは先ほど委員の方からの質問もありましたけれども、この適正処理困難物の指定については自治体が独自に指定することをこの法によつて妨げない、この点はきちんとしておるのですか。

○藤原政府委員 廃棄物処理法第六條の三に基づくいわゆる適正処理困難物につきましては、厚生大臣が全国的な一般廃棄物の処理状況を調査し、現に市町村がその処理を行っているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が全国各地で困難となつていて認められるものを指定するものであります。これを市町村が独自に指定するということとはできないものでございます。

○吉井委員 市町村が独自に指定できるのですね。最後の語尾がちょっとよくわからなかったのです。

○藤原政府委員 厚生大臣が全国を調査して指定するといふものであります。市町村が独自に指定するといふことはできないわけでありませう。厚生省では、平成七年度に全国の市町村におけ

る排出禁止物の取り扱い状況を調査することにしておりまして、その結果も踏まえまして、必要に応じ適正処理困難物の追加指定を検討してまいりたい、このように考えております。

○吉井委員 そうすると、市町村が技術的等いろいろな理由でこれをできない場合は、厚生大臣が責任をとるということですね。

○藤原政府委員 ただいま私が答弁しましたのは、法律に基づく適正処理困難物の指定というのは、法律に基づいてありますから、市町村独自にはできないといふ答弁をいたしましたのでございます。

また、市町村は一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないといふふうになされておりました。この計画において、みずから収集・処理能力等を勘案し、市町村のごみステーションへの排出を禁止するといふ、いわゆる排出禁止物を定めることは可能となつております。また、これらにつきましても、条例により事業者処理の協力を求めているケースも多いわけでございます。

○吉井委員 ですから、すばつと答えていただきたらよくわかるのですが、今度の法律ができて、自治体として扱えないものについては扱えないといふことで指定することを妨げるということにはなつていないといふことですね。その点だけ確認しておきたいと思つたのです。

○藤原政府委員 市町村が、その市町村の区域に限つて、先ほど私が答弁いたしましたような排出禁止物といふものを条例で定めるといふようなことにつきましては、それは可能であります。全国統一、全体的にということとは法律でないとできないといふことでございます。

○吉井委員 それは、一つの市が全国共通のものを定めるといふのはもととできないわけですから、今の答えを最初から言つてもらつたらよかつたわけですね。

次に、一生懸命に住民の皆さんが分別排出して自治体が収集したとしても、一体どれほどの廃棄物が再資源化、再利用化されるのか。ごみ減量化

の将来の見通しはどうなるかということがやはり問われてくると思ひます。

先ほどのやりとりなんか聞いておりましたも、九〇%のリサイクルによつて最終処分量が現在に比べて五五%減少できるというお話がありました。問題は、大体こういう推定をするときに、一つの方程式の中で、係数と初期条件と境界条件を入れて、そして何年度という数値を入れれば何%減少というのが出てくるわけですから、この五五%という計算をされたのは、九〇%リサイクルの時期はいつになると見てこの数字を出されたのか、これを伺いたいのと、そのとき、ごみは容積でどれくらい減少するのか。また、その時期に応じて施設整備の段取り、そのための財政負担を国の方はどういふふうにしようとお考えか。また地方はどういふふうにする見通しを持てているのか、この二つを伺いたいと思ひます。

○小林(秀)政府委員 まず、前段の御質問にお答えをいたしたいと思います。

先生が御案内のように、リサイクルが九〇%になりますと最終処分量が約五五%減になるということはおっしゃりました。それがいつごろなるのかというおただしでございませうけれども、排出量の増大とか、それから焼却能力が低下したり、また新しいものが開発されていくと増強したりということがございませう。それから最終処分場の逼迫の状況等、一般廃棄物をめぐる状況が結局極めて困難になつた場合、市町村が独自に判断をしておやりになられるのですから、九〇%という想定を立てて計算はしたのですが、市町村の状況を個々について調査をいたしておりますので、残念ながらいつの時点でそうなるかということについては想定できなかつたといふことでございます。

○吉井委員 私、ちょっと変だと思ひますね。一応九〇%リサイクルで五五%減量化は試算されたわけですね。試算するには根拠があるわけですよ。どういふ方程式を立てられたか知らないけれども、方程式の係数と初期条件と境界条件を入れ

て、九〇%、五五%という数字が出てくるようにすれば、それはいつかというの出てくるのですね。それをきちんとした上で、逆に、そのためには地方自治体の施設整備の段取りはどうするか、それを進めるための財政負担がどれくらいになるから、それを国としてはどういうふうな支援をしていきたいと思いますか。このところをやはりきちんと出さないと、今言われた九〇%、五五%という数字というのは本当に何かもう机上の空論にすぎなくて、せっかく時間かけて法律案をつくってこられたのに、何だ、その法律の根拠というのは、ちょっと表現は悪いが、いかげんじゃないか、それだったらもうちょっと時間かけてきちんとした準備をして出すべきじゃないかということにもなるわけです。

ですから、そのところを改めて伺っておきたいと思うのです。そのお答えを伺った上で、最後に大臣に伺いたいと思います。

○小林(秀)政府委員 先ほど、いつ九〇%になるとかわからないと言ったのですけれども、この数年で、二、三年でなるとかということではございません。そういうことで、我々としては今のところ十年後にどのぐらい整備をしようかということを考えている数字がございいます。それは、リサイクルセンターやリサイクルプラザの整備を、現状、今全国で二十五カ所ございいますが、法施行後におおむね十年間でこれを四百程度にはふやして、大いに推進をしてみたい、このように思っております。

○吉井委員 現在二十五カ所のリサイクルセンターを十年後に四百カ所にする。じゃ、その十年後に九〇%になるのかどうか、どうもお話ですが、何か大分時間をかけて詰めた議論をしてこられたように聞こえておったのが、最後のところに来ると何とも心もとない話で、じゃ、これからその九〇%を達成するために施設はどう整備するのか、財政どうするのかという、これからいよいよ国として一番心配しなければいけないところが大変あいまいになってしまっているというのがこの

現状だと思うのです。

そこで、この制度がうまく機能するかどうかの一つのかぎは分別収集への住民の理解と協力であり、またそのためには、住民の自主的な環境問題やごみ問題への取り組みに自治体が協力をすること、また、所によっては今度は自治体が住民に十分な啓発活動を行うことが必要でありますし、さらに自治体自身の収集体制の充実や施設整備が必要となります。また、それをやりやすくするよう、冒頭に申し上げました都市計画的な配慮から、あるいは場合によっては、ワンルームマンションに近いようなところでは家主さんを指導して、分別収集して置けるような施設をそこで設けてもらうこととか、いろいろなことをこれから考えていかないと、実際にはこれを生かしていく上では、机上の空論だけではだめだと思うのです。そういうことをやる時にやはり問題になってくるのは、財政の問題が出てくるのです。

大臣は、大蔵も厚生も通産もみんなやってこられて、非常にいろいろな分野で通じていらっしゃるの、私の言いたいところは大体わかってもらえていと思うのですが、それだけに自治体財政への対策は、補助金で考えていくのか、あるいは必要経費の増額分を基準財政需要額の中へ適正な形で算入して考えていく交付税で見えるのか。あるいは、国の方がこの部分は直接考えていく分野とか、いろいろなことを含めて、問題は、この財政の問題を具体的にどう措置していくのかという点がかかり問題になってくると思ひます。

そして総合的な取り組みを内閣全体として、これは関係した五つの主務官庁だけじゃなしに、ちょっと触れましたように都市計画的なものとか、いろいろなことを含めて進めていかなきゃならないということへ来るんじゃないかと思うのですが、最後にこの点について大臣のお考えや決意を伺って、質問を終わりたいと思ひます。

○橋本國務大臣 市町村固有業務としての廃棄物処理を定めております廃掃法の体系にのっとりまして、今回この法律を組み立ててまいりました。

そしてこれは、大きく申しますならば、環境基本法をその理念とし、具体化の一つの手法であります。

そして、今委員が御指摘をされました幾つかのポイントについては、私も同じような感じを抱く点もございいます。殊に、地方自治体がいかにしてその業務を遂行できる条件をつくり出すのか、この点につきましては、その御指摘を関係当局ともどもに今後とも実行に移していく段階で生かしてまいりたい、そのように感じております。

○吉井委員 終わります。

○白川委員長 次に、熊代昭彦君。

○熊代委員 自由民主党の熊代昭彦でございますが、引き続き、最終バッターとして質問させていただきます。

本法案は、欧米先進国の制度にまあ若干の参考事例はあるとはいえ、我が国の廃棄物処理行政に画期的な案を持ち込んだというふうに思ひます。また、そのみならず、我が国の社会経済システムを循環型の持続可能なものにする、そういう意味で実に大きな画期的な法律案であるというふうに思ひます。

やや大きく表現させていただきますれば、この歴史的な法律案の成立過程にたとえ十分間であれ最後の質問者として立たせていただいて、大変に名譽に感ずる次第でございます。

この法案を高く評価する理由の一つは、若干私的な経験で恐縮でございますけれども、公的な意味もあると思ひますので触れさせていただきますと、私の前職におきまして、一九九一年版、平成三年版でございますが、厚生白書の総論に廃棄物問題を取り上げまして、ごみ戦争を考へるということでもやらせていただきました。その中で、廃棄物のリサイクルが事業的に経営として成り立たないというならば、その処理の費用を考へて、それに補助金その他いろいろな援助をしてこれが事業として成り立つというシステムを考へることが我が国の経済社会に本当に大きなことではないだろうかというような提言等をさせていただいたわけでは

ございません。

普通の厚生白書というのは二万部ぐらい出るのですけれども、これは五万部をはるかに超えるというものが出来まして、いかに国民の皆様方のごみ処理に対する関心が高いか、この事業がいかに大きな仕事であるかということを実に示すものであるというふうに思ひます。

そういう大きな法案でございますので、大変意義のある法案でございますけれども、それと同時に、このごみ減量化、リサイクルという政策目的を達成するためには、単にこの法律が制定される、そういうことだけでは足りないというふうに考へるわけでございます。法律の施行に合わせまして、政府におかれましては、強力な分別収集・リサイクル支援策を通じて、容器包装の分別収集と再商品化が全国的に円滑に、しかも確実に行われるようにしていかねばならないと思ひます。

そこで、まず通産大臣にお伺いいたすわけでございますが、ごみの減量化に向けて市町村がせっかく追加的なコストと努力を投じて分別収集に努めましても、これを全量受け入れてリサイクルする再商品化施設、そういったものがなければ、あるいはその再商品化の事業者の能力が十分でないというようになれば、容器包装廃棄物はごみのままでとどまってしまう。再商品化する当てがないまま翌年度に後回しされてしまふ、そういう結果にもなるわけでございます。

したがって、今後市町村における分別収集の動向に見合った再商品化施設や事業者の能力の整備拡充というのが一番重要であるというふうに考へます。これらの施設や能力の整備拡充につきましてどのように取り組まれている所存か、通産大臣の御所見をお伺いいたしたいと思ひます。

○橋本國務大臣 私は、おかげさまで日本の社会の中におきまして過剰包装に対する国民的な関心というものは非常に高いものになってきたと思ひております。これは一般的な社会慣習の中にも根づいてまいったと思ひます。しかし、に

もかわらず、一般廃棄物の増大の中でこうした法律案を御審議いただかなければならない状況になりました。そして、今委員が御指摘になりましたような問題は、これから我々が取り組まなければならないまさに大事な課題であります。

それで、そのリサイクルの拡大というものにつきましましては、通産省は従来から、研究開発の実施でありますとか、あるいは試験研究に対する税額控除などの税制上の措置、また設備投資に対する低利融資などの金融上の措置、こうしたものの拡充に努めてまいりました。この法律案におきましても、再商品化施設の整備が円滑に行われますように、財政金融上等の措置を検討いたしますと同時に、例えば現行の再生資源利用促進法を活用いたしまして、再商品化によって得られるものを利用することができ事業者によるその利用を義務づけていく、こうしたことによりましてその利用拡大も図ってまいりたいと思っております。

○熊代委員 ありがとうございます。ぜひその線で積極的にお願いしたいと思っております。

次に、厚生省にお尋ねしたいと思っておりますが、市町村が適切に分別収集を行うためには、一方では地域住民の理解と協力というものが必要であると思っております。分別排出の徹底を図らなければならぬと思っておりますが、さらに市町村サイドでも、容器包装廃棄物を正確に選別するリサイクルセンターやリサイクルプラザ、容器包装廃棄物を一時的に保管するストックヤード、そういったものが十分整備されなければならないと思っております。相当のコストをかけて市町村は進めていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、今後、市町村における分別収集体制の整備に関する積極的な支援、これにつきまして政府はどのような施策を講じていかれる所存であるか、厚生省の御見解をお伺いしたいと思っております。

○小林秀政府委員 市町村によります分別収集は、事業者による再商品化とともに、容器包装リサイクルシステムの車の両輪をなすものでござい

まして、市町村における分別収集体制の整備促進は極めて重要な課題と認識をいたしております。

このため、厚生省といたしましては、法第三条に基づいて主務大臣が策定する基本方針において分別収集の促進に向けた方向性を打ち出すこと、それから二番目に、第八条に基づいて市町村が策定する分別収集計画に關し、計画の策定方法などに関するマニュアルを作成するなど、分別収集に取り組みとする市町村への技術的な支援を行うことといたしております。

さらに、容器包装廃棄物を種類ごとに選別するリサイクルセンター、リサイクルプラザや、分別収集された容器包装廃棄物を再商品化に回すまでの間、一時的に保管しておくためのストックヤードなど、市町村が分別収集を実施するために必要な施設の整備に補助の重点を移し、市町村の分別収集体制の整備を支援してまいりたいと考えております。

○熊代委員 ありがとうございます。ぜひそのよう努力をしていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、先ほど国民の関心が大変に高い、四年前ではございますけれども、厚生白書は五万部をはるかに超えたというようなことを申し上げましたけれども、しかし、さらに国民に対する十分な理解、周知徹底が必要だと思っております。

今度の法律案の中身、そして具体的な仕組みはどうなるのか、あるいはごみの減量化、資源の有効利用の大切さ、そういうことにつきまして国民の理解をどのように図っていくか御所存でありますか、通産大臣に最後にお伺いしまして、質問を終わりたいと思っております。

○橋本國務大臣 通産省としては、これまでも毎年十月をリサイクル月間として定めて、講演会あるいは表彰事業といった記念行事を実施するなど、リサイクルに関する国民意識の啓発に取り組んでまいりました。しかし、この法律案が成立をいたしました場合、従来以上にその分別収集の大切さというものは国民に対し繰り返してお願いを

申し上げなければならなくなると存じます。そして、リサイクルをして得られた製品の購入促進といったものにも国民の目を向けていただかなければなりません。

この法律案におきまして、国民に対して再商品化をして得られたものの利用促進、分別収集への協力などを求めさせていただくことになるわけでありまして、私どもとしては、政府広報をフルに活用しながら、最大限国民の御協力が得られるような積極的な啓蒙活動に努めてまいりたい、そのように考えております。国会におかれましては御協力をぜひ賜りたい。よろしくお願いをいたします。

○熊代委員 ありがとうございます。ぜひその方向で積極的にお願いを申し上げたいと思っております。我々も大いに努めさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。終わります。

○白川委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○白川委員長 この際、本案に対し、古賀正浩君外三名から、新進党提出に係る修正案、また、吉井英勝君から、日本共産党提出に係る修正案が、提出されております。

両修正案について、提出者より順次趣旨の説明を求めます。岐島宗明君。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○岐島委員 私は、ただいま議題となりました容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する修正案につきまして、新進党を代表して、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法律案により資源循環型の社会システムづくりを目指すとしても、そのために要する社会全体

の費用が低減するものでなければならず、また、各市町村の分別収集事業の合理化、効率化が不断に図られなければならない。このためには、各市町村の分別収集事業の費用を明示するとともに、市民に開かれた形で透明に運営される必要があります。さらに、将来この市町村の分別収集費用の負担のあり方については、排出者負担の原則を踏まえ、この法律の施行の状況、外国の実情等を考慮して検討を加える必要があります。

以上が、この修正案を提出する理由であります。

次に、その要旨を申し上げます。

まず第一に、市町村の分別収集計画に含むべき事項に、分別収集に要する費用の概算を加えます。

第二に、附則として、分別収集の費用の負担のあり方については、今後の検討課題とするの項目を加えます。

以上が、本修正案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○白川委員長 次に、吉井英勝君。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○吉井委員 日本共産党を代表して、内閣提出、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する修正案について、提案理由を御説明いたします。

修正案の第一は、第一条の目的条項に、容器包装廃棄物の発生を抑制すること、これを盛り込むものであります。

政府案では、分別収集と再商品化だけが目的とされ、容器包装物が製造段階から廃棄物にならないようにしていく発生抑制が法の目的から抜け落ちています。大量生産、大量販売そして廃棄物の

大量排出という、この流れを変えていくために、発生抑制を法律の目的に掲げようというのがこのねらいです。

第二は、ごみ収集の有料化を自治体に誘導しようとする規定の削除であります。

法案の第十條第四項の規定は、現行廃棄物処理法が地方自治体の自主性で手数料を定めることができるとしているにすぎないのに、この法案で有料化を誘導するものとなっております。悪用される危険がありますので、この部分の削除を求めるものであります。

第三は、第三十四條の全文削除です。

法案では、再商品化に要する費用の価格への反映をうたい、企業が再商品化に要する費用を商品へ転嫁することを当然視し、その上、国の広報活動で国民への理解を得るようするというものであります。これでは、再商品化のコストを低減させる企業努力を免除し、逆に国が物価値上げの音頭を取るにもなりかねません。この規定は不当であり、不要であり、全文削除を求めるものであります。

修正を求めるのは以上三点であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしますして、提案理由の説明を終わります。

○白川委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○白川委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、吉井英勝君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白川委員長 起立少数。よって、吉井英勝君提出の修正案は否決されました。

次に、古賀正浩君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白川委員長 起立少数。よって、古賀正浩君外三名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

○白川委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、逢沢一郎君外六名より、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ、日本共産党、民主の会、民主新党クラブ七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。河合正智君。

○河合委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する附帯決議

（案）

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法が二十一世紀のリサイクル社会の基礎づくりとなる法律として、より効果的にその機能を果たしていくために、排出者負担の原則を常に重視しつつ、その時々状況に応じた住民、市町村、事業者の間の役割分担の在り方を含め、今後とも広範な国民的議論を展開すること。

二、市町村の分別収集のための施設に対する支出の修訂案は否決されました。

次に、古賀正浩君外三名提出の修正案について採決いたします。

○白川委員長 起立少数。よって、古賀正浩君外三名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

う配慮すること。

さらに、分別収集計画の作成に際しては、民間リサイクル関係者の意見を斟酌すること。

三、各市町村が自ら分別収集に要した費用を極力公表するよう指導すること。

四、再商品化計画を策定する際は市町村の動向を十分考慮するとともに、各地域の再商品化技術及び再商品化事業者の動向について調査を行うよう努めること。

五、再商品化計画における再商品化可能量の拡大に資するよう、分別基準適合物の用途開発等に対する財政・金融上の措置を講ずる等、引き続き環境整備を積極的に行うこと。

六、指定法人の事業の運営については、透明性・公平性が確保され、かつ、民間事業者等の創意工夫が十分発揮されるよう組織・構成、人事等において特段の配慮を行うこと。

特に、入札制度の在り方については、評議員会の設置等を通じて適切に行うよう指導すること。

七、本法の適用が除外、若しくは猶予される中小企業者等においても、リサイクル推進の重要性を踏まえ、適切な対応に努めるよう指導すること。

八、製品等の原料採取から廃棄に至る全段階での環境への負荷を評価するための手法について調査研究を進め、その確立を図るよう努めること。

九、本法の政省令の制定及び本法の運用に当たっては、国民各層の意見が十分反映されるよう努めるとともに、本法が十分な効果を上げるよう普及啓発に努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○白川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白川委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決まりました。

この際、橋本通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。橋本通商産業大臣。

○橋本通商産業大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法案の適切な実施に努めてまいります所存であります。ありがとうございます。（拍手）

○白川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○白川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

〔報告書は附録に掲載〕

○白川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する修正案（古賀正浩君外三名提出）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第八條第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 分別収集に要する費用の概算

附則第三條に次の一項を加える。

附則第三條に次の一項を加える。

2 容器包装廃棄物の分別収集に要する費用の負担の在り方については、この法律の施行の状況等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとする。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に対する修正案 (吉井英勝君提出)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第四十五条」を「第四十四条」に、「(第四十六条―第四十九条)」を「(第四十五条―第四十八条)」に改める。

第一条中「もつて」の下に「容器包装廃棄物の発生の抑制並びに」を加える。

第十条第四項を削る。

第二十条第一項中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第三十四条を削り、第三十五条を第三十四条とし、第三十六条から第四十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第四十三条第一項第二号中「第三十九条」を「第三十八条」に、「第四十条」を「第三十九条」に改め、同項第三号中「第三十五条」を「第三十四条」に改め、同条第二項第二号中「第三十五条」を「第三十四条」に改め、同条第三項中「第三十九条及び第四十条」を「第三十八条及び第三十九条」に改め、同条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とし、第四十五条を第四十四条とする。

第八章中第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とする。

第四十八条第一号中「第三十八条」を「第三十七条」に改め、同条第二号中「第三十九条」を「第三十八条」に改め、同条第三号中「第四十条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第四十九条を第四十八条とする。

附則第一条第二号中「第三十六条まで、第三十八から第四十条まで、第四十六条、第四十八条」を「第三十五条まで、第三十七条から第三十九

条まで、第四十五条、第四十七条」に改める。

附則第二条第二項中「第三十五条から第四十条まで」を「第三十四条から第三十九条まで」に改める。

附則第三条中「第三十八条から第四十条まで」を「第三十七条から第三十九条まで」に改める。

平成七年六月九日印刷

平成七年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局